

## 農林水産業・農山漁村の再生及び持続的発展 について

北海道・北東北3県の農林水産業・農山漁村は、国民への安全・安心な食料の安定供給や国土・環境の保全などの面で重要な役割を果たすとともに、地域経済・社会を支える基幹産業として発展してきました。

しかし近年、本格的な人口減少社会を迎え、農山漁村においては、農林漁業従事者の高齢化と担い手不足が深刻化しており、生業としての農林水産業はもとより、その基盤となる農山漁村の機能そのものが失われることが懸念されています。

また、東日本大震災により、漁船や漁港等の生産基盤の多くが失われたことに加え、集落全体が消失するなど極めて甚大な被害を受けた漁村もあることから、生業としての漁業の再生に向けては、生産基盤や住環境等の漁村機能を回復するとともに、地域内のつながりに十分配慮しながら、漁村地域コミュニティを再生していく必要があります。

こうした中、農林水産業・農山漁村が再生し、持続的に発展するために、農林漁業者が安心して従事できる施策の充実・強化が図られるよう、次のことを強く求めます。

- 1 農山漁村における地域経営の推進に関する総合的な支援制度の創設  
農山漁村地域を持続的に発展させるため、集落等を一つの経営体と見立てて経営していくという農山漁村における地域経営の考え方に立ち、地域の持続的発展を支える経営体を育成・確保するとともに、実情に応じて6次産業化や農地等の生産基盤の保全・継承、集落の多面的機能や自然景観の維持等に取り組むための総合的な支援制度を創設

すること。

## 2 国際貿易交渉における農林水産分野に係る確固たる対応

国際貿易交渉に当たっては、「多様な農業の共存」を基本理念とした日本提案の実現を目指すというこれまでの基本方針を堅持し、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農林水産業・農山漁村の振興などを損なわないよう対応すること。

また、包括的経済連携においては、米や小麦、でん粉、砂糖、牛肉、乳製品などの主要農産物を重要品目として関税撤廃の対象から除外すること。

## 3 食料供給力の確保・向上に必要な農業生産基盤整備の推進

区画整理や排水対策等の農業生産基盤整備を計画的に推進するため、当初予算を基本とする予算総額の確保や、農業者が経営規模の拡大や戦略作物の生産拡大に取り組む上で支障となる農業生産基盤の課題に対応するきめ細やかな整備への支援を図ること。

また、集出荷貯蔵施設など共同利用施設整備に必要な予算の当初予算での確保を図ること。

## 4 農業の持続的発展に向けた担い手対策の充実

農業者戸別所得補償制度については、農業者が安心して営農に取り組めるよう、法制化するとともに、必要な予算を確保すること。また、認定農業者や、「人・農地プラン」に位置付けられた地域の中心となる経営体など、専門的な農業経営に重点化した支援の充実・強化を図ること。

青年就農給付金については、十分な予算の確保、事業の継続、及び新規就農の実態に応じた受給要件の見直しを図るとともに、農地集積協力金については、売買による集積や、「農業者戸別所得補償制度」に

加入できない農業者の畜産、野菜、果樹経営の農地を対象に加えるなど、地域農業の実情を踏まえた制度の充実・強化を図ること。

5 「農地・水保全管理支払交付金」及び「中山間地域等直接支払制度」の法制化等

農地・農業用水の保全管理、耕作放棄地の発生防止に向けた共同活動等、農業・農村が有する多面的機能の維持・増進に大きく寄与している「農地・水保全管理支払交付金」及び「中山間地域等直接支払制度」を法制化するとともに、必要な予算を確保すること。

6 漁村地域コミュニティの迅速な再生及び活性化を図るための全面的な支援

漁村地域コミュニティの迅速な再生を図るため、漁業生産基盤や住環境等漁村機能の整備、漁業の再生及び漁村の活性化を担う経営体の確保・育成など、ハード・ソフト両面での全面的な支援を継続的に行うこと。